

三保第553号
令和8年1月29日

三木市国民健康保険運営協議会
会長 鷺尾 孝司 様

三木市長 仲 田 一 彦



令和8年度三木市国民健康保険税率について（諮問）

令和8年度の国民健康保険税について、医療分、後期高齢者支援金分、介護納付金分、子ども・子育て支援納付金分の課税に係る税率・税額を次のとおり定めたいので、貴協議会に諮問いたします。

記

医療分の課税について

所得割	100分の7.4
被保険者均等割	被保険者1人について 32,000円
世帯別平等割	1世帯について 20,000円

後期高齢者支援金分の課税について

所得割	100分の3.1
被保険者均等割	被保険者1人について 13,000円
世帯別平等割	1世帯について 8,000円

介護納付金分の課税について

所得割	100分の2.7
被保険者均等割	被保険者1人について 14,000円
世帯別平等割	1世帯について 7,000円

子ども・子育て支援納付金分の課税について

所得割	100分の0.3
被保険者均等割	被保険者1人について 1,300円
18歳以上被保険者均等割	18歳以上被保険者1人について 100円
世帯別平等割	1世帯について 800円